



# まなびや



この測量舎通信「まなびや」は当社の社員向けに発行しているものです。

第85号 平成27年1月31日  
発行：株式会社 測量舎  
〒130-0021  
東京都墨田区緑1-24-5 4F  
TEL：03(3846)1437  
FAX：03(3846)1416  
E-mail：tokyo@sokuryousha.jp  
URL：http://www.sokuryousha.co.jp

## <今月のことば>

俺が俺がの我（が）を捨てて、  
お陰お陰の下（げ）で生きる。



<「お陰さま」 by 高橋一雄 >

### 第133話 「判断」と「決断」

ビジネスシーンにおいてはよく使われる言葉だと思いますが、「判断」と「決断」をあいまいに使っている人もいないのでしょうか？

広辞苑には、「判断」は真贋・善悪・美醜などを考え定めることとあります。「決断」はきっぱりと決めることとありますが、違いがよくわかりません。

私たちが何かを「判断」と言った場合には、過去から現在までの自分の知識・経験・情報に基づいて、対象の物事をそれと比較して、何かに定めています。このように判断するためには、比較するための材料が必要です。判断が出来ないという場合には材料が無い、不足しているのです。「判断」とは、対象の物事を何かに対比させて整理することです。次に「決断」ですが、「決断」をするということは、複数の選択肢の中から一つを選ぶことです。決断には必ず実行と責任が伴います。責任が取れない場合には、決断が出来ないということもあります。

「決断」とは、未来に向けての意思決定であり、その実行責任は自分にあります。

結婚を例にすると、A君は、三高・イケ面・公務員、B君は、それなり・いまいち・フリーター、C子さんはA君の方が素敵だと思いました（判断）が、B君と結婚しました（決断）。結婚には責任（生活費・家事・育児・浮気・離婚・死別など）が伴います。そのため結婚は、墓場とか修行と言う人もいます。

平成27年1月

\*バックナンバーは弊社ホームページ「測量舎通信」をご覧ください。

## ～・～・～ 1月の出来事 ～・～・～

### <個人別売上・入金順位>

売上トップ 佐藤さん  
入金トップ 佐藤さん  
社長より報奨金が贈られます。



### <トップ賞>

月間MVP 佐藤さん  
ポイント賞 佐藤さん  
社長より報奨金が贈られます。

### <早朝勉強会> (自由参加)

6日(火)13日(火)20日(火)  
27日(火)の午前7:45～  
8:30に早朝勉強会が開催されました。  
テーマは「測量作業手順の解説」でした。



### <高橋さんが講師を務めました>

24日(土)野口塾移動例会にて講師を務めました。場所は、記念艦「三笠」艦内の講堂です。タイトルは「日露戦争の原因と戦後の日本」でした。

### <コラム掲載のお知らせ>

高橋さんが三井不動産レッツ様のホームページにてコラムを連載しております。みなさん、是非ご覧ください。

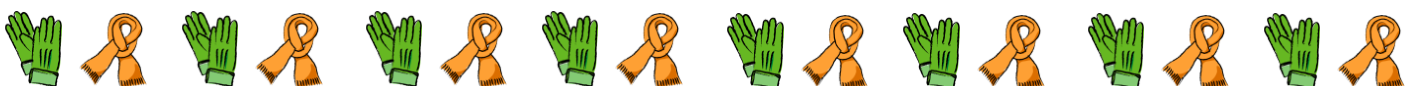
<http://www.mitsuihudosan.co.jp/lets/index.html>



### <富士山測り隊 YouTube 掲載>

富士山測り隊の活躍ぶりをYouTubeに掲載しています。第19次富士山測り隊まで掲載していますので是非ご覧下さい。

<http://www.youtube.com/user/sokuryousha>



## <今月の社員>



瀧口 奈緒美さん

あけましておめでとうございます。今年もよろしく願い致します。

「今月の社員」を担当する瀧口です。

さて皆様、お正月はどのように過ごされましたか？

私は例年ゴロゴロダラダラと過ごしておりましたが、今年は少々忙しく幕が開きました。

というのは、私の住む町会には七福神の1つである布袋尊が祀られている神社があります。三ヶ日には神社の横で甘酒の販売があるのですが、その手伝いを頼まれたのです。



元日の朝、白い割烹着に赤いエプロンをつけ店頭に出ました。

元日は小雪がちらほら舞うほど寒くて凍えるような一日でした。内心「最悪だ！」と心が折れそうになりましたが、訪れたお客様から「ご苦労様」「美味しかったよ」「毎年楽しみにしているんだ」と声をかけられ、次第に心が温まり頑張っってよかった！ また今年も頑張ろう！と思える一日になりました。



近頃は「御朱印ガール」が話題になっていますが、私も「御朱印おばちゃん」としてパワースポット巡りでもしてみようかな、と思う今日この頃です。

## ～・～・～ 2月の予定 ～・～

### <2月のお誕生日>



17日 大橋さんご主人

### <社長と面接> (希望者のみ)

- ・5日, 12日, 19日, 26日 (毎週木曜日)
- 18:15～18:45

### <現場打合せ> (チーム長以上参加)

- ・2日, 9日, 16日, 23日(毎週月曜日)の
- 18:30からです。



### <社長と飲み会> (自由参加)

- ・11日(水) 18:30～20:30
- 3月は14日(土) 18:30～です。

### <特別社内研修> (全員強制参加)

- ・11日(水)
- 9:30～社内研修
- 13:00～大掃除
- 16:00～測量舎道場
- ・3月は14日(土)です。



### <早朝勉強会> (自由参加)

- ・3日(火), 10日(火), 17日(火), 24日(火)
- 午前7:45～8:30です。
- テーマは「測量作業手順の解説」です。



### <高橋さんが講師を務めます>

2月7日(土)にNPO法人相続アドバイザー協議会様主催の相続アドバイザー養成講座で第13講座の講師を務めます。タイトルは「相続と測量」です。

### <編集後記> 山中 律子

まだまだ三寒四温が続いています。公園の丸坊主だった木々にも、小さな蕾や新芽の頭がのぞいていて、着実に春が近づいているのを感じました。





< 相続の学校 専任講師 : 高橋 一雄 >

今回は、「相続税の創設」についてお話しましたが、説明が足りない部分がありましたので、最初にお話させていただきます。「相続税は、戦費を調達するために、戦争で亡くなった方の財産に対して課税した」とお話しましたが、軍人や軍属の戦死・戦病死による相続については非課税と規定されています。また免税点（家督相続1千円、遺産相続500円）の規定もありますので、戦争で亡くなられた方全員の財産が相続税の対象となった訳ではありません。

\*免税点：遺産総額が免税点を超えると遺産の全部に対して税金が掛かります。

説明不足ですみませんm(\_ \_)m

\*\*\*\*\*

第2話 シャベル勧告

第2回目は、「シャベル勧告」についてお話します。明治38年に創設された相続税は、小規模の改正が数度ありましたが、大規模な改正が無いまま第二次世界大戦の終戦を迎えることとなります。ところが1946年（昭和21年）11月、GHQ（連合軍最高司令官総司令部）から日本政府に出された「日本の相続税及び贈与税に関する原則と勧告」（シャベル勧告）に基づいて、1947年（昭和22年）に相続税の抜本的な改正が行われました。

シャベル勧告は、家督相続に対する優遇税制や、税率が著しく累進的でない、贈与税の課税が無いことなどを理由に、現行の相続税は、日本国内における巨富の急速な蓄積とその保全を助長しているとし、相続税の改正を指示してきました。具体的な勧告の内容は、①死亡時の全遺産総額に税率を適用する、遺産課税方式の適用、②家督相続、親疎による差別税率の廃止、③他の民主的工業国と同程度まで税率を累進的に引き上げる、④贈与税の創設と、一生を通じて累積された贈与財産と遺産との総計に対して相続税を課税する、総合課税の適用、⑤申告納税制度の採用、などです。

勧告を受けて日本政府は、相続税の改正を行いました。具体的な内容は、①民法の改正に対応して家督相続と遺産相続の課税区分の廃止、②累積的に課税される贈与税の創設、③賦課課税方式の廃止と申告課税の採用、などです。

この勧告によって相続税の補完税である贈与税が創設されたことは、我が国の相続税制にとって、大きな出来事であったと考えられます。またこの勧告は、占領政策の一つである財閥解体後に、再度日本に富の集中が起こり、財閥が復活することを阻止する狙いもあったようです。現在の相続税の課税根拠の一つとなっている「富の再分配」機能という考え方は、この時に示されたと言えるのではないのでしょうか。

今回は、シャベル勧告についてお話します。

以上





# まなびや

この測量舎通信「まなびや」は当社の社員向けに発行しているものです。

第85号 平成27年1月31日  
発行：土地家屋調査士法人 測量舎  
〒130-0021  
東京都墨田区緑1-24-5 4F  
TEL：03(3846)1413  
FAX：03(3846)1416  
E-mail：tokyo@sokuryousha.jp  
URL：http://www.sokuryousha.jp

## <不動産登記Q&A> Vol.176

文責 清水孝男（ADR認定土地家屋調査士）  
（測量士・基準点測量1級専門技術者）



Q 土地の表示に関する登記には  
どのようなものがあるのですか？（その1）

### A 1. 土地の表題の登記

土地の表題の登記とは、登記されていない土地につき、これをはじめて登記簿の表題部に載せる登記をいいます。この登記は、あらたに土地が生じた場合と、登記漏れの土地がある場合にされるものです。あらたに土地が生じた場合とは、公有水面埋立法による公有水面の埋立てや、海底の隆起などによって、物理的に新しく土地が生じた場合をいいます。

土地が共有であるときは、共有者全員が登記申請人となるのが普通ですが、保存行為として、共有者の1人から全員名義で表題の登記を申請してもよいことになっています。

あらたに土地が生じた場合には、所有者は1ヵ月内に土地の表題の登記を申請しなければなりません。また、申請前に売買や相続などによって所有者が変更した場合には、新所有者も所有者変更の日から1ヵ月うちに土地の表題の登記を申請しなければなりません。これらの所有者が申請義務を怠ると、10万円以下の過料（軽い行政罰）に処することとされています。

登記申請書		平成 年 月 日
登記の目的 土地表題登記		受付 第 号
添付書類	地積測量図 土地所在図	受付 調査 地区調査 記入
所有権証明書 住所証明書	代理権限証書	地区記入 図面整理 校合 通知
平成27年1月10日申請 東京 法務局 墨田 去一階 出張所 御中		
申請人 東京都墨田区緑一丁目1番1号 甲 野 太 郎		
代理人 東京都墨田区緑一丁目24番5号 土地家屋調査士法人 測量舎 土地家屋調査士 清水 孝 男 03-3846-1413		
登録免許税—金—		
所在地 墨田区緑一丁目		
土地の表示	①地番 宅 地	②地目 1 2 3 4 5 不詳
登記原因及びその目付		
土地家屋調査士法人 測量舎 土地家屋調査士 清水 孝 男		

